

1. はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に多大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、状況によっては、生命または身体に重大な事態を引き起こしうる。したがって、いじめは、理由の如何を問わず決して許されるものではなく、学校教育だけではなく、家庭や地域など、児童の成長に携わるすべての者が、あらゆる手だてを講じて未然に防止しなければならないものである。

本校は、へき地小規模校であるため、全校児童数は非常に少なく、仲間との繋がり、教師との繋がり比較的強い。しかしながら、いじめの持つ重要性をかんがみ、本校でも起こり得るとの認識を全職員が強く持ち、いじめ防止、いじめ根絶へ全力を挙げて取り組まなければならない。

そのためには、保護者や地域住民、関係諸機関等との連携を図りつつ、全職員で組織的にいじめ防止および早期発見に努めるとともに、いじめの兆候が少しでも見受けられる場合は、迅速かつ適切に対処し、さらに再発防止にも努めていかななければならない。

2. いじめの定義

〔法第2条〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立って見極めることを基本とし、表面的・形式的に判断するのではなく、いじめには多様な態様があることを踏まえた上で、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的にけんかのように見えることであっても、事実の全容を確実に把握し、当該児童が感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童が心身の苦痛を感じていない事案についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3. いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうる問題である。いじめを早期発見するためには、「いじめは見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様について、しっかりと理解する必要がある。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。学級等所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）や、周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」、見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめを助長する要因となる。

また、一見仲がよい集団においても、集団内に上下関係が存在し、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケース、集団内で立場が入れ替わりながら、加害も被害も経験してしまうケース等もあり、周囲からは見えにくい構造もある。

さらに、直接接点がないと思われる集団においても、インターネット上のソーシャル・ネットワーク・システム（以下SNSという）でのやりとりの中でいじめが密に行われる場合もある。

以上、集団で発生し拡大するいじめの恐ろしさを十分認識し、早期発見と対処に努めるよう留意する。

(2) いじめの態様

いじめを認知する際、何よりも当該児童の心情を優先するものとする。傍から見て、その事象がいじめには映らなかつたり、加害児童の言動が遊び感覚からのものであつたりしても、当該児童が心身の苦痛を伴うものであれば、その行為はいじめと認知される。このことを教職員が共通認識した上で、いじめの早期発見にあたる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

[暴力を伴うもの]

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

○スポーツと称してレスリングや柔道等の技をかける。等

[暴力を伴わないもの]

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

○仲間はずれ、集団による無視をされる。

○金品をたかられる。

○金品や持ち物等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

いじめの持つ性質上、加害児童においては、保護者や教師には極力いじめの存在を隠そうとする。また被害児童にあつても、自分がいじめられているという現実から逃

避けようとしたり、いじめられている自分を認めたくないという思いから、いじめの事実を隠そうとする場合も考えられる。

そういった性質を十分認識した上で、上記に想定した態様にとらわれることなく、日頃の児童の様子に十分留意する。

4. いじめ防止のための具体的な取組

(1) 組織の設置

ア 本校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校長が任命する構成員からなる、いじめ防止対策委員会を設置する。

イ いじめ防止対策委員会の構成員は次の通りとする。

校内メンバー…学校長・生徒指導主任・教育相談主事・人権教育主任・養護教諭
外部メンバー…町スクールカウンセラー・学校医

その他、必要に応じて関係諸機関との連携

ウ いじめ防止対策委員会は次のような役割を担う。

○学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかの点検、またそれに基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
等

本校は、職員数が少ないため、実際は教職員全員がいじめ防止対策委員会のメンバーとなる。そのため、情報収集・共有・判断・対応をすべて全職員が行うこととなる。いじめの疑いのある情報の共有という点においては有効に機能するが、いじめであるかどうかの多角的な視野からの判断や組織的な対応という点においては、デメリットを十分把握した上で、より慎重に行動する必要がある。

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

具体的な取組は以下の通りである。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と

態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、異年齢集団での活動はもとより、地域と一体となった活動、ボランティア活動、近隣校との交流活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

- | | |
|---------------|---|
| 〔異年齢集団での活動〕 | ・全校児童による遊びの設定
・全校児童による朝の会でのスピーチ活動
・縦割りでの清掃活動 |
| 〔地域と一体となった活動〕 | ・地域ぐるみの秋季運動会
・地域ぐるみの学習発表会
・地域の良さを体感できる様々な自然体験学習 |
| 〔ボランティア活動〕 | ・一汗運動（地域清掃活動）
・花いっぱい運動への参加 |
| 〔高野山小との交流学習〕 | ・稲作体験
・各施設への合同見学 |
- 等

イ 児童会活動等の活性化

学級活動・児童会・専門部活動等で、互いの意見や考えを交流したり、集団として合意形成した事を実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を多く設ける。そのことによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感を高め、積極的に社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を育成する。

また、児童自らの力で問題を解決し、自治的能力を身につけることができるよう、児童が主体的に活動できる場を多く設ける。

- ・児童会主催の誕生会・お楽しみ集会
 - ・学校行事の主体的な運営（運動会・学習発表会等）
 - ・全校児童が参加する専門部活動
- 等

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは、人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせ、自他の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人ひとりが大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

本校の研究テーマである「どの子にも“わかる・できる”喜びを与えるられる授業づくり」にせまるため、日頃から教材研究や授業研究を充実させ、指導方法の工夫改善に努める。また、チャイム着席・正しい姿勢・発表の仕方、聞き方等の授業規律を徹底させ、授業環境づくりにも努める。

- ・複式学級や少人数学級における授業の工夫改善
- ・発表活動の充実
- ・読書環境の充実
- ・補充学習の充実
- ・個に応じた児童への支援の在り方研究

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換のできる場を設定したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために、家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと認識させるため、社会科や総合的な学習の時間、学級活動等で、ネットマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリング機能の設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。いじめ発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもある。教職員はそれらのことを十分認識し、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す些細な変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つよう心がける。併せて、教育相談体制を整え、いじめの積極的な認知に努める。

○ 日常の観察

授業中・健康観察時・保健室での様子等、全職員で。

○ いじめアンケートの実施（5月・10月）

無記名・机間を開けて。

気になる結果があれば、直ちに管理職に報告。

○ 日記や作文ノート等の観察

○ 教育相談体制の充実

高野町スクールカウンセラー等の活用

○ 電話相談窓口等の周知

○ 家庭・地域との連携

等

イ 早期対応

いじめを認知し、またはいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、以下の点に留意して組織的に迅速かつ適切に対応する。

○ 安全確保

いじめを認知した場合、直ちに被害児童及び通報してきた児童の安全を確保する。

○ 情報と認識の共有化

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 〔報告〕 | ・管理職及び全職員→いじめ防止対策委員会へ |
| 〔事実確認・情報収集〕 | ・子どもからの聞き取り・家庭との連携 |

- | | |
|------------|--|
| [対応への意思統一] | ・対策の検討・役割分担・調整 |
| ○指導・支援・助言 | ・被害児童・加害児童・双方の保護者へ継続的に
・個別対応→必要に応じて双方一緒に
・保護者間の共通認識を図る |
| ○情報提供 | ・対応したことの記録
・被害児童・加害児童・双方の保護者へ
・時期を見て周辺児童やその保護者へ
・プライバシーへの配慮 |

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべき内容であると認められる場合は、教育的配慮や被害児童等の意向に配慮した上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。とりわけ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携しながら対応する。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」(資料②P 11)に基づいて、適時・適切に連絡する。また、児童相談所等の関係諸機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめの防止

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録する。その上で当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さないという確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめ防止等の具体的な行動を取るための判断力や指導力を高めなければならない。同時に、教職員の言動が児童に及ぼす影響の大きさを十分認識し、教職員の人権意識や授業力向上にも努めなければならない。「いじめはどの子にもどの学校でも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことのできる資質能力を身につけられるよう、以下の通り取組を進める。

- 校内研修
 - ・いじめ防止基本方針の共通理解と徹底〔4月〕
 - ・生徒指導研究センターマニュアルの学習〔8月〕
 - ・いじめ防止基本方針の見直し〔2月〕
 - ・児童の様子との交流〔適宜〕
- チェックリストの実施(資料③P 13)
- 各種研究会への積極的な参加

(5) 家庭・地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭・地域との信頼関係を構築し、児童の様子を気軽に相談できる体制を整備する。

- いじめ防止等の取組について保護者への説明・協議〔P T A総会〕
- 情報交換の場の設定〔P T A総会・個人懇談等〕
- 地域住民に対する学校行事への参加の要請〔運動会・学習発表会等〕

(6) 継続的な指導・支援

いじめと思われる事案を解決するだけでなく、児童間の人間関係を注視しながら、同じ事が繰り返されないよう、以下の点を中心に継続的に取り組む。

- 被害児童
 - ・自己有用感の回復
 - ・継続的な心のケア
 - ・保護者と連携した言動の把握
- 加害児童
 - ・いじめの背景とされる原因やストレスの排除
 - ・思いやりや規範意識向上のための指導
 - ・保護者と連携した言動の把握
- 周辺児童
 - ・優良な人間関係の構築

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ防止対策委員会を中心に学校基本方針を定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、すみやかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下の様ないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - 児童が自殺を企図した場合

- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも適切な対処を行う。

重大事態と判断された場合は、迅速かつ適切に対処すると同時に、「重大事態フロー図（資料④P 14）」をもとに、速やかに教育委員会及び関係諸機関に事実の報告を行う。

（２）重大事態の調査の実施と結果の提供

ア いじめ防止対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査を行う。

- いつ（いつ頃から）
- だれから
- どのような態様で
- いじめを生んだ背景事情
- 児童の人間関係
- 学校・教職員の対応 ※可能な限り網羅的に明確化する

イ 調査の際にアンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。

ウ 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適時・適切な方法で情報を提供する。

平成26年1月26日 策定